

酒田市テレワーク等導入支援補助金【応募要領】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえテレワークを活用した事業継続対策及び既存ビジネスの維持並びにビジネスチャンスの獲得に向けて、中小企業者等が在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

中小企業者等がコロナ禍の影響を踏まえて取り組む、下記の①かつ②の目的に資する、テレワーク環境の整備等による職場環境の改善や既存ビジネスの維持・ビジネスチャンスの獲得を行う事業を補助対象にします。

① テレワークを活用した事業継続対策

⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた、テレワーク(情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方)の実施を目的とする事業。

(対象経費例)

- ・在宅勤務等を行うために必要なノートパソコンの整備にかかる費用(購入またはリース)
- ・場所を問わず会社の資料にアクセスするためのクラウド環境の整備にかかる費用
- ・上記を行うためのマニュアル整備にかかる費用(委託)

② 既存ビジネスの維持またはビジネスチャンスの獲得

⇒ビジネスモデルや商取引慣行等を対面から非対面へ転換することで、販路維持・拡大または新たな商品・サービスの開発を目指す事業。

(対象経費例)

- ・Zoom等のビデオ会議ツールを利用して取引先との商談等を行うための費用
- ・WEB商談会の参加等に係る費用
- ・ECサイトの立ち上げにかかる費用

【対象外となるもの】上記①、②の要件を満たさないもの。

(例)

- ・単なる機器等の購入を目的としたもの
- ・既存のシステムの更新を目的としたもの
- ・既存のホームページのリニューアル等を目的としたもの
- ・公租公課(消費税)
- ・国、県、その他地方公共団体の補助金の交付予定の事業経費、又は既にその交付を受けた事業経費
- ・その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと市長が判断するもの

2 補助対象者

次の①～⑤のすべてに該当する中小企業者等(個人事業主を含み、みなし大企業を除く)を対象とします。

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 常時使用する従業員数が1人以上いること。
- ③ 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)、NPO法人(特定非営利活動法人)、一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)でないこと。
- ④ 風俗営業及び性風俗関連産業、暴力団、政治団体又は宗教団体に該当する事業所でないこと。
- ⑤ 市税等に滞納がないこと。

※中小企業者等とは、資本金又は従業員のうち、どちらか一方が次の表に該当する者。

業 種	中小企業	
	資 本 金	従 業 員
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3 補助率・補助金額・補助対象経費

(1)補 助 率 : 2/3以内

(2)補助上限額 : 100万円

※補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)

※申請は1事業所あたり1回のみ

(3)補助対象経費 : 「テレワーク等環境の整備」に係る下記の経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンタ、スキャナー、VPNルーター、サーバおよびNAS、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモートWOL装置等
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア等(業務ソフトウェアに限る)
③委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器・導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)等
④賃借料 (事業期間分に限る)	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料等
⑤使用料 (事業期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料等

※市内事業所での実施分に限ります。

5 応募手続き

(1) 応募受付先 酒田市産業振興まちづくりセンター(サンロク)

※事業実施(テレワーク環境の整備等)前に、一度ご相談ください。

(2) 応募期間 令和2年8月3日(月)から令和3年2月1日(月)

※事業実施(テレワーク環境の整備等)は、令和2年4月7日(火)から令和3年1月20日(水)の期間に、機器購入等から支払いまで完了する必要があります。

(3) 提出書類【1部】

- ① テレワーク等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式1)
- ② 事業に要した経費の領収書その他経費の額を証明する書類の写し
- ③ 就業規則(テレワークに関する事項を規定するもの、10人未満の企業はテレワークに関する規定を定めたものでも可)
- ④ その他市長が必要と認める書類

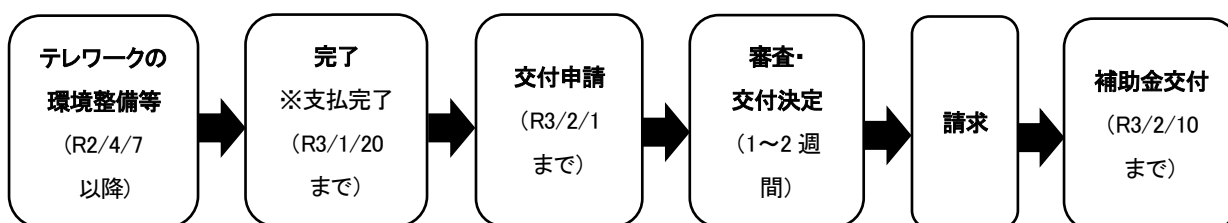
6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。(申請から1～2週間程度かかります)

(2) 結果の通知

認定結果は補助金交付決定通知書により通知します。



7 帳簿の保管

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度の初日(令和3年4月1日)から、5年間保存しなければなりません。

8 申請書類

酒田市ホームページからダウンロードするか、または酒田市産業振興まちづくりセンターへお問合せください。

9 申請・お問合せ先

【申請先】

〒998-0044 酒田市中町1丁目4-10 酒田市役所中町庁舎1階
酒田市産業振興まちづくりセンター宛

【お問い合わせ先】

TEL:0234-26-6066(直通)